

廃棄物はルールを守って適正な処理を！

不法投棄・屋外焼却は法律で禁止されています

山林や道路脇、空き地などへの不法投棄が絶えません。ごく一部の不心得な人の行為により、美観を損ない、環境悪化、自然破壊を招いています。

また、ごみの屋外焼却は煙や悪臭、灰の飛散などで迷惑をかけたたり、ダイオキシンなど有害物質を発生させたりする原因にもなります。

「自分だけなら」という気持ちをなくし、ごみはルールに従って適正に処理しましょう。

生活環境課
☎995-1816
美化センター
☎992-3210

不法投棄は犯罪です

家電製品などの不法投棄は近隣への迷惑になります。また、しみだした有害物質による土壤汚染などで環境にも大きな影響を与えます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定され、同法第25条には、違反者に対し「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこれを併科する」と規定されています。

市では不法投棄の予防策として、不法投棄されやすい場所を中心に、定期的にパトロールを実施しています。悪質な不法投棄を見つけたら警察へ連絡し、投棄者の特定や捜査を依頼しています。

屋外焼却は禁止されています

屋外でダイオキシン類の排出抑制対策が施された焼却炉を使わずにごみを焼却する事は、農業などを営む上でやむを得ない焼却や塔婆の供養焼却など一部の例外を除き、法律で禁止されています。また、禁止の例外に当てはまる焼却であっても、周辺への迷惑がかからないように注意が必要です。

不要になった家電は「正しく」リサイクル

市では、テレビやエアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機などの家電は回収していません。家電リサイクル法に沿って正しく処分しましょう。

●買い換えの場合

家電を新たに購入する販売店に引き取ってもらいましょう。

●処分だけしたい場合

①処分したい家電を購入した販売店に連絡して引取りを依頼してください。

②郵便局にある振込用紙(家電リサイクル券)を使ってリサイクル料金を支払い、指定引き取り場

所に持ち込んでください。収集運搬料金は必要ありません。

近隣の指定引取り場所／セクトランスシステム(株)
(長泉町納米里515-1 ☎988-6868)

③市の一般廃棄物処理許可を受けた処理業者に処分を依頼してください。

※リサイクル料金のほかに収集運搬料金が必要です。

廃家電などの処分に「無許可」の回収業者を利用しない

ご家庭の廃棄物などを回収するには、市の一般廃棄物業許可や委託が必要です。産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では回収できません。

無許可の回収業者に引渡しをすると、不法投棄、不適正処理など正しい処理がされないおそれがありますので利用しないでください。

使用済み携帯電話などは市の回収ステーションへ

携帯電話やパソコンなどの小型家電には、レアメタルなどの貴重な資源が含まれています。市では、小型家電リサイクル法に基づき、市内の公共施設6カ所に設置したボックスで無料回収し、小型家電のリサイクルを推進しています。

●回収場所／市役所、深良、富岡、須山の各支所、生涯学習センター、美化センター

●対象／携帯電話、PHS、スマートフォン、パソコン、タブレットと付属品(ACアダプタ、マウス、キーボード、充電器など)

※回収ボックスで回収するものは、40cm×20cmの投入口に入る使用済小型家電に限ります。ボックスに入らないモニターやデスクトップ型パソコンなどは美化センターで回収します。

※充電電池は、本体から取り外して絶縁処置のうえ資源の日に出してください。